

白馬村パブリックコメント手続条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村条例第 2 9 号

白馬村パブリックコメント手続条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、白馬村自治基本条例（令和 8 年白馬村条例第 号）第24条第 1 項に規定するパブリックコメント手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 村政に関する基本的な条例の制定又は計画の策定等を実施するに当たり、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表して村民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する村の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 村長（水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う村長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 村民等 次に掲げる者をいう。

ア 村内に住所を有する者

イ 村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 村内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 村内に存する学校に在学する者

オ アからエまでに掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に
利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる村の基本的な政策等（以下「基本政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 村の政策又は個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定、重要な改定又は廃止

(2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止

ア 村政に関する基本方針を定める条例

イ 村民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 村民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例

(3) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続が必要であると実施機関が認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリックコメント手続を実施することを要しない。

(1) 法令等により、縦覧及び意見書の提出その他この条例に規定する手続と同様の手続を行うもの

(2) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

(3) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微な変更と認められるもの

(4) 白馬村債権管理条例（令和4年白馬村条例第24号）第2条第2号に規定する村の債権の徴収に関する内容を定めるもの

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会へ提出するもの

(6) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関又は実施機関が設置するこれに類する機関において、この条例に規定する手続に準ずる手続を経て報告又は答申等をしたものを尊重して決定した基本政策等について、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの

(基本政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、基本政策等の策定をしようとするときは、最終的な政策決定を行うまでの適切な時期に、意見提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）、意見の提出先、提出方法その他意見を求める上で必要な事項を定め、当該基本政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により基本政策等の案を公表するときは、当該基本政策等の趣旨、目的、概要その他の当該基本政策等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するように努めなければならない。

3 前各項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 行政公式ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
(意見提出期間)

第6条 意見提出期間は、前条の規定による基本政策等の案の公表の日から起算して30日とする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、30日の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして、30日未満の意見提出期間を定めることができる。ただし、この場合にあっても最低15日の意見提出期間を設けるものとする。

(意見の提出方法)

第7条 意見の提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参又は送付
- (2) ファクシミリによる送信
- (3) 電子メールによる送信
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 意見を提出しようとする村民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）その他規則で定める事項を明らかにしなければならない。

(提出された意見の取扱い)

第8条 実施機関は、意見提出期間内に実施機関に提出された意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮し、政策決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策決定をしたときは、提出意見の概要（提出意見がなかった場合はその旨）及び提出意見に対する実施機関の考え方並びに基本政策等の案を修正したときは修正内容を速やかに公表しなければならない。ただし、白馬村情報公開条例（平成12年白馬村条例第1号）第6条各号に規定する不開示情報に該当するものを除く。
- 3 実施機関は、提出意見に対する個別の回答を行わないものとし、当該提出意見のうち類似の意見及びこれに対する考え方をまとめて公表できるものとする。
- 4 実施機関は、提出意見を公表することにより第三者の権利又は利益を害するおそれがある内容が含まれるなど公表することが適当でないと判断したときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 5 実施機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず基本政策等を定めないこととした場合は、その旨（別の基本政策等の案について改めてパブリックコメント手続をしようとする場合にあってはその旨を含む。）を速やかに公表するものとする。
- 6 第2項、第3項及び第5項の規定による公表は、原則として第5条第3項の規定による公表の方法について準用する。

（実施状況の公表）

第9条 村長は、毎年度1回、実施機関によるこの条例の運用状況を取りまとめ、行政公式ホームページその他適当な方法により公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行し、同日以後に実施するパブリックコメント手続について適用する。